

災害ボランティアセンターの設置について

(1)判断基準について

震度5強以上の地震または河川の決壊等により〇〇市町村内で重大な災害が発生した場合、地域防災計画に策定されている場合はそれに基づき、もしくは、住民の被災状況を考慮し、災害ボランティアによる支援が必要であると認められる場合、会長または会長職務代理者は、次の関係機関と迅速に災害ボランティアセンター(以下「センター」)の設置を決定する。

| 機 関 名 | |
|-------|-------------------------|
| 1 | 〇〇市町村災害対策本部 |
| 2 | 千葉県社会福祉協議会 |
| 3 | その他、会長又は会長職務代理者が必要と認める者 |

(2)運営方針について

センター設置に当たっては、次の「運営方針(案)」を叩き台として、関係機関と協議し、災害ボランティアセンター運営方針を定める。

【〇〇市町村災害ボランティアセンター運営方針(案)】

1 センターの使命について

災害ボランティアセンターの使命は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害ボランティアセンターは、地元住民が自主的に復旧・復興することが困難な部分の復旧・復興支援を行う。
- (2) 復旧・復興の主役はあくまでも地域住民であり、災害ボランティアセンターは、地域住民の力を引き出すための支援を行う。

2 センターの機能について

災害ボランティアセンターの機能は次に掲げるものとする。

- (1) 被災状況と被災者のニーズ把握及びその支援
- (2) 災害ボランティアの受け入れ、調整、安全衛生管理、(ボランティア活動保険加入チェック・未加入者の手続き)
- (3) 支援を必要とする地域住民と災害ボランティアとのマッチング
- (4) 行政及び関係機関との連絡調整
- (5) 情報の収集と発信
- (6) その他、被災状況、時期により必要と認められるもの